勝瀬ふじみ野サッカークラブ会則

第一章　総則

第一条｛名称｝本会は勝瀬ふじみ野サッカークラブと称する。
第二条｛目的｝本会の目的は次のとおりとする。
①会員、保護者、役員、指導者及び、審判部員の協調、協力を基本として、サッカーの指導をとおして健全なる児童を育成する。
②明るく素直で心身ともに健康であり、思いやりのある児童を育成する。
第三条｛本会の構成｝本会は会員、保護者、役員、指導者及び、審判部員より講成される。
第四条｛所在地｝本会は所在地を会長宅に置く。

第二章　会員

第五条｛会員の資格｝本会は小学６年生以下から年中(園児)の男女を対象とする。
第六条｛入会｝会員になろうとする者は、所定の申込書を添えて本会へ提出することにより入会が認められる。
第七条｛入会金｝本会の入会金は、２，０００円とする。
第八条｛会費｝本会の会費は、次の通りとする。

６年～４年（男子）	月謝２，５００円＋合宿積立金３，０００円（合計５，５００円）
６年～４年（女子）	月謝２，０００円＋合宿積立金３，０００円（合計５，０００円）
３年～２年	月謝２，０００円＋合宿積立金３，０００円（合計５，０００円）
１年	月謝２，０００円
園児	月謝１，０００円

ただし、上級学年又は同学年の兄又は姉が本会に所属している女子又は園児は　月謝に代えて年会費１，０００円とする。
第九条｛会費納入｝会費は定められた日に納入しなければならない。但し、途中入会者は会費を翌月より納入するものとする。病気や怪我等で一ヶ月以上欠席し、申請した場合は、その月の会費は徴収しない。
第十条｛会費滞納｝会員が会費を三ヶ月以上滞納した時は、会員の資格を失う。
第十一条｛納入金の払戻｝会員はこの会に納入した入会金及び会費の払い戻しを求めることが出来ない。
第十二条｛退会｝会員が退会しようとする時は、本会に申し出なければならない、但し次の場合には退会したものとみなす。
①会員が死亡した時。
②会員が会員の資格を失った時。
第十三条｛除名｝会員が次の各号の一つにあてはまる者は運営委員会の決議を経て、代表はこれを除名することができる。
①本会の名誉を傷つけた者。
②本会の会則を守らない者。
③無断で長期にわたって練習を休んだ者。
第十四条｛服装｝試合時におけるユニフォームは本会指定のものとし、練習着は本会指定のものに努めるものとする。

第三章　役員

第十五条｛役員｝本会は次の役員を置く。
会長…一名　代表…一名　副代表…一名　監督…一名　助監督…一名　事務局…二名　会計…一名
第十六条｛役員の選任｝役員は総会において選任する。
第十七条｛役員の任期｝役員の任期は１年とする。但し、再任を妨げない。
第十八条｛役員の補選｝任期中に役員が欠けた時、必要に応じて代表は総会の承認を得ずに当該役員を選任することができる。
第十九条｛役員の業務権限｝
①代表は本会を代表し、会務の一切を統括する。
②副代表は代表を補佐し、代表が空席の場合はその期間中その業務を代行する。
③監督は指導方針・指導方法を定め、コーチ及びコーチ補佐を指導する。
④助監督は監督を補佐し、監督が空席の場合はその期間中その業務を代行する。
⑤事務局及び会計は本会の運営、企画に参画する。
第二十条｛顧問｝
①本会の運営や活動について外部有識者の意見を求めるため。
②顧問は代表が選定し総会の承認を得た上で委嘱するものとする。
③代表は必要に応じて顧問を召集しその意見を聴取する。

第四章　指導者、審判部員
第二十一条｛指導者｝本会は次のとおり、指導者としてコーチ及びコーチ補佐を置き、審判部員として審判部長及び審判員を置く。
役員及び指導者は審判員を兼ねることができる。
コーチ･･･三名　コーチ補佐･･･若干名　審判部長…一名　審判員…二名以上
第二十二条｛指導者及び審判部員の選出｝コーチ、コーチ補佐、審判部長及び審判員は監督が選定し運営委員会の承認を得たうえで委嘱する。

第五章　保護者会
第二十三条｛保護者会｝保護者会は会員の保護者をもって組織される。
第二十四条｛保護者会の職務｝保護者会は当該学年の練習、試合、合宿、行事などの運営が円滑に行われるように、役員、指導者及び審判部員に協力する。

第六章　会議
第二十五条｛会議の種類｝会議は総会、運営委員会の二種類とする。
第二十六条｛総会｝総会は会員保護者、役員、指導者及び審判部員をもって構成する。
第二十七条｛総会の決議事項｝総会は次の事項を決議する。
①会則の変更。
②前年度の運営報告および収支決算の承認。
③役員の選出。
④運営計画および予算の承認。
⑤その他本会の運営上特に重要な事項。
第二十八条｛総会の招集｝総会は代表が召集し出席対象者に通知する。
第二十九条｛通常総会｝通常総会は毎年一回四月か五月に開くものとする。
第三十条｛臨時総会｝代表は出席対象者の五分の一以上から会議の目的を示して総会開催の要求が有った時は、臨時総会を招集しなければならない。
第三十一条｛総会の議事｝代表は総会の議長となる。総会は出席対象者の三分の一以上の出席がなければ開会することができない。
第三十二条｛総会の議決権｝
①総会に於いて出席対象者は各一票の議決権を有する。
②総会の議決権は委任状により出席者に委任することが出来る。この場合には出席したものとみなす。
③可否同数の時は代表の決するところにする。
第三十三条｛運営委員会｝運営委員会は、役員、指導者及び審判部員をもって構成し、通常本会運営の執行に必要な事項を処理する。
第三十四条｛運営委員会の開催｝運営委員会は原則として毎月一回開催する。

第七章　会計
第三十五条｛経費の支弁｝本会の経費は入会金、会費、寄付金及びその他の収入で支弁する。
第三十六条｛会計年度｝本会に会計年度は一年とし、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第八章　会則の変更
第三十七条｛会則の変更｝この会則を変更しようとするときは、総会に於いて出席者の二分の一以上の同意を得なければならない。

第九章　雑則
第三十八条｛事故の補償｝
①本会活動中に発生した障害事故などの補償は、スポーツ安全協会の傷害保険に対応する。
②本会活動中に発生した障害事故に対して、指導者及び関係者に過失が認められないときはその責任は負わない。
③試合、合宿、行事などで移動中の交通事故については、運転者及び添乗関係者に一切の責任を負わせない。
第三十九条｛定めない事項｝本会に定めない事項については、その都度運営委員会で決定する

以上